

## 商品内容説明書

### 財産形成預金〈財形年金〉

(2020年4月20日現在)

商品名	財形年金預金
ご利用いただける方	満55歳未満の勤労者の方 ※他金融機関を含めお一人様1契約のみ可能です。(一般財形・財形住宅との併用は可能です。)
お預入期間	(1) お預入期間 5年以上 (2) 据置期間 最終預入日から6か月以上5年以内の任意の期間をご選択いただけます。 (3) お受取期間 5年以上20年以内(ただし、受取開始日は満60歳に達した日以降)
お預入方法	(1) お預入方法 毎月の給与および夏・冬の賞与からの天引きによるお積立 ※1口ごとの自動継続型期日指定定期預金(期間3年)でお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日(受取開始日の3か月前の応当日)までの期間が1年未満の時はスーパー定期でお預りします。 (2) お預入金額 お積立1回あたり1,000円以上 (3) お預入単位 100円単位
お引出方法	据置期間終了日を受取開始日とし、3か月毎の応当日に指定の口座にご入金します。
お利息について	(1) 適用金利 お預入日から満期日までの期間に応じて1口ごとにお預入日(継続日)現在の店頭表示金利を適用します。固定金利です。 ①1年未満 店頭表示のスーパー定期利率 ②1年以上2年未満 店頭表示の2年未満の期日指定定期預金利率 ③2年以上 店頭表示の財形年金利率 (2) 支払方法 お引出日に一括して支払います。 (3) 計算方法 付利単位を1円、1年を365日とする日割計算で1年複利計算です。
税金について	○財形住宅と合算して550万円まで非課税となります。 ○元利総額が非課税限度額を超えた場合、課税扱いの財形年金預金に変更することができます。その場合、限度額を超えた時以降に発生したお利息には20%(国税15%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ○積立期間中、据置期間中、および年金受取開始後5年以内に年金の目的以外でお引出しの場合は、5年間さかのぼって20%(国税15%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013～2037年までの間にお受取りになるお利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時のお取扱い	満期日前にご解約の場合は定期預金の種類と預入日(継続の場合は最後の継続日)からの期間に応じた利率を適用します。 (期日指定定期預金) ①6か月未満 解約日の普通預金利率 ②6か月以上1年未満 年金財形利率 × 40% ③1年以上1年6か月未満 年金財形利率 × 50% ④1年6か月以上2年未満 年金財形利率 × 60% ⑤2年以上2年6か月未満 年金財形利率 × 70% ⑥2年6か月以上3年未満 年金財形利率 × 90% ただし、②から⑥の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率を適用します。 (スーパー定期) ① 6か月未満 解約日の普通預金利率 ②6か月以上1年未満 スーパー定期の約定利率 × 50% ただし、②の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率を適用します。
その他参考となる事項	○財形預金は企業と京都銀行が提携する積立預金です。 ○この預金は通帳の発行に代え、財形年金預金契約の証を発行し、預金残高を1年に1回以上書面で通知します。 ○積立期間中に積立金額、積立期間、据置期間、受取期間等の変更ができます。 ○預金保険の対象となります。(お一人様あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
金利情報	金利は店頭の金利ボードまたは窓口でご確認ください。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772